

規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一七

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一五六）の一部を

次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
1年未満	310,800円	52,100円
1年以上 2年未満	310,800	52,100
2年以上 3年未満	310,800	52,100
3年以上 4年未満	310,800	52,100
4年以上 5年未満	310,800	52,100
5年以上 6年未満	310,800	52,100
6年以上 7年未満	310,800	50,300
7年以上 8年未満	310,800	48,500
8年以上 9年未満	310,800	46,700
9年以上 10年未満	310,800	44,900
10年以上 11年未満	310,800	43,100
11年以上 12年未満	310,800	41,300
12年以上 13年未満	310,800	39,500
13年以上 14年未満	310,800	37,700
14年以上 15年未満	310,800	36,300
15年以上 16年未満	310,800	34,900
16年以上 17年未満	307,500	33,500
17年以上 18年未満	304,200	32,100
18年以上 19年未満	300,900	30,700
19年以上 20年未満	297,600	29,300
20年以上 21年未満	294,300	27,900
21年以上 22年未満	283,300	27,300
22年以上 23年未満	271,300	26,700
23年以上 24年未満	258,800	25,700
24年以上 25年未満	246,300	25,100
25年以上 26年未満	233,800	24,500
26年以上 27年未満	218,300	23,900
27年以上 28年未満	202,800	23,300
28年以上 29年未満	187,300	22,500
29年以上 30年未満	171,800	22,200
30年以上 31年未満	155,300	21,800
31年以上 32年未満	138,800	21,200

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

32年以上 33年未満	122,300	20,300
33年以上 34年未満	104,300	19,400
34年以上 35年未満	86,300	18,700

別表第2 (第七条の二関係)

32年以上	33年未満	14,200
33年以上	34年未満	13,600
34年以上	35年未満	13,100

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満		36,500円
1年以上	2年未満	36,500
2年以上	3年未満	36,500
3年以上	4年未満	36,500
4年以上	5年未満	36,500
5年以上	6年未満	36,500
6年以上	7年未満	35,200
7年以上	8年未満	34,000
8年以上	9年未満	32,700
9年以上	10年未満	31,400
10年以上	11年未満	30,200
11年以上	12年未満	28,900
12年以上	13年未満	27,700
13年以上	14年未満	26,400
14年以上	15年未満	25,400
15年以上	16年未満	24,400
16年以上	17年未満	23,500
17年以上	18年未満	22,500
18年以上	19年未満	21,500
19年以上	20年未満	20,500
20年以上	21年未満	19,500
21年以上	22年未満	19,100
22年以上	23年未満	18,700
23年以上	24年未満	18,000
24年以上	25年未満	17,600
25年以上	26年未満	17,200
26年以上	27年未満	16,700
27年以上	28年未満	16,300
28年以上	29年未満	15,800
29年以上	30年未満	15,500
30年以上	31年未満	15,300
31年以上	32年未満	14,800

第二条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第七条の三第一項第三号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で、獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。

第三条を次のように改める。

(職員の範囲)

第三条 条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項又は第二項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（以下第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第三項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律

第一百八十六号)に規定する獣医師免許を有する者に限る。)

第五条中「三十五年」の下に「(第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

第六条第一項中「三十五年」を「、第二条第三項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に改める。

第七条中「三十五年」の下に「(第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	310,800円	52,100円	35,000円
1年以上 2年未満	310,800	52,100	35,000
2年以上 3年未満	310,800	52,100	35,000
3年以上 4年未満	310,800	52,100	35,000
4年以上 5年未満	310,800	52,100	35,000
5年以上 6年未満	310,800	52,100	31,800
6年以上 7年未満	310,800	50,300	28,600
7年以上 8年未満	310,800	48,500	25,400
8年以上 9年未満	310,800	46,700	22,200
9年以上 10年未満	310,800	44,900	19,000
10年以上 11年未満	310,800	43,100	15,800
11年以上 12年未満	310,800	41,300	12,600
12年以上 13年未満	310,800	39,500	9,400
13年以上 14年未満	310,800	37,700	6,200
14年以上 15年未満	310,800	36,300	3,000
15年以上 16年未満	310,800	34,900	
16年以上 17年未満	307,500	33,500	
17年以上 18年未満	304,200	32,100	
18年以上 19年未満	300,900	30,700	
19年以上 20年未満	297,600	29,300	
20年以上 21年未満	294,300	27,900	
21年以上 22年未満	283,300	27,300	
22年以上 23年未満	271,300	26,700	
23年以上 24年未満	258,800	25,700	
24年以上 25年未満	246,300	25,100	
25年以上 26年未満	233,800	24,500	
26年以上 27年未満	218,300	23,900	
27年以上 28年未満	202,800	23,300	
28年以上 29年未満	187,300	22,500	
29年以上 30年未満	171,800	22,200	
30年以上 31年未満	155,300	21,800	
31年以上 32年未満	138,800	21,200	

別表第二を次のように改める。

32年以上 33年未満	122,300	20,300
33年以上 34年未満	104,300	19,400
34年以上 35年未満	86,300	18,700

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

32年以上	33年未満	14,200
33年以上	34年未満	13,600
34年以上	35年未満	13,100

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

別表第2（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	36,500円	24,500円
1年以上 2年未満	36,500	24,500
2年以上 3年未満	36,500	24,500
3年以上 4年未満	36,500	24,500
4年以上 5年未満	36,500	24,500
5年以上 6年未満	36,500	22,300
6年以上 7年未満	35,200	20,000
7年以上 8年未満	34,000	17,800
8年以上 9年未満	32,700	15,500
9年以上 10年未満	31,400	13,300
10年以上 11年未満	30,200	11,100
11年以上 12年未満	28,900	8,800
12年以上 13年未満	27,700	6,600
13年以上 14年未満	26,400	4,300
14年以上 15年未満	25,400	2,100
15年以上 16年未満	24,400	
16年以上 17年未満	23,500	
17年以上 18年未満	22,500	
18年以上 19年未満	21,500	
19年以上 20年未満	20,500	
20年以上 21年未満	19,500	
21年以上 22年未満	19,100	
22年以上 23年未満	18,700	
23年以上 24年未満	18,000	
24年以上 25年未満	17,600	
25年以上 26年未満	17,200	
26年以上 27年未満	16,700	
27年以上 28年未満	16,300	
28年以上 29年未満	15,800	
29年以上 30年未満	15,500	
30年以上 31年未満	15,300	
31年以上 32年未満	14,800	